

(2) 農業者(農事組合法人を含む)

<対象要件>

- 1) 農業収入(売上)による税務申告をした農業者であり、今後も事業を継続する意思があること。ただし、水稻作付農家は作付面積0.5ha以上の農業者が対象となります。
- 2) 新型コロナウィルス感染症の拡大により、売上高が前年同月(令和2年1月から令和2年12月の内、任意のひと月)と比較して20%以上減少していること。※特例が認められる場合があります。
- 3) 長南町に「住所」を有する農業者であること。
- 4) 事業内容が公の秩序若しくは善良の風俗を害することとなるおそれがないこと。
- 5) 事業を営むに当たって関連する法令及び条例等を遵守していること。
- 6) 長南町の税金を滞納していないこと。

<申請方法>

申請書類を以下の宛先に郵送してください。

【送付先】 〒297-0192 長生郡長南町長南2110 長南町役場産業振興課

【申請期限】 令和3年1月29日(金)まで(消印有効)

【問合せ先】 産業振興課 電話:46-3397

※申請書類は、町ホームページからダウンロードしていただくか、役場産業振興課へご連絡いただければ、郵送させていただきます。

<必要書類>

- 長南町事業継続支援金申請書兼実施報告書
- 感染症防止対策チェックリスト
- 振込先口座を確認できる書類(通帳の写し)
- 本人確認書類の写し(運転免許証、パスポート等)
- 前年の確定申告書の写し
- 減収月の売上台帳等の写し

前年分の売上台帳及び令和2年分の対象月の事業収入額がわかる売上台帳等

